

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：	北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例	
根 拠 条 項：	第8条	
処 分 の 概 要：	性風俗営業等を営む者に対する指示	
原 権 者：	北海道公安委員会	
法 令 の 定 め：		
処 分 基 準：	<p>1 指示の基準</p> <p>(1) 条例違反行為が行われた場合は、営業者の自主的な条例遵守の努力を促した上、違法状態の是正を図ることから、第8条各項に該当するときは、原則として指示をするものとする。</p> <p>(2) 指示は、比例原則に則って行う。</p> <p>(3) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。</p> <p>(4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。</p> <p>(5) 指示は、1回の違反について1回行うものとする。</p> <p>2 指示の内容</p> <p>(1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反を解消するため必要な指示をする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものである場合は、その状態に応じ、必要最小限度の猶予期間を設ける。また、必要に応じ、違反状態の解消方法を盛り込む。</p> <p>(2) 違反状態が解消された場合には、将来において同種の違反が行われることを防止するための指示を行う。</p> <p>(3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行う。</p>	
問 い 合 わ せ 先：	北海道警察本部生活安全部保安課風俗係	(電話011-251-0110)
備 考：		